

## 新潟県条例第55号

新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成28年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| (廃止の届出)<br><b>第5条</b> 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の設置者（県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び法第3条第1項に規定する <u>指定都市等所在施設</u> の設置者を除く。次項において同じ。）は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を知事に届け出なければならない。<br>2・3 （略） | (廃止の届出)<br><b>第5条</b> 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の設置者（県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び法第3条第1項に規定する <u>指定都市所在施設</u> の設置者を除く。次項において同じ。）は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を知事に届け出なければならない。<br>2・3 （略） |

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。